

第2章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

関係機関	各課・室共通
------	--------

市は、府や防災関係機関と連携し、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施など、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努めることとし、これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第1 住民に対する防災知識の普及啓発

市は、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るとともに多言語版、点字版のパンフレットの作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、外国人や視覚障がい者・聴覚障がい者等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。併せて男女共同参画部局（男女共同参画センター）と連携し、研修等を通じた男女共同参画の視点からの防災対応力の強化に努める。

1 普及啓発の内容

風水害、大火、地震など、災害の種別ごとに特徴をとらえ、住民が知っておくべき心得及び注意事項等を普及する。

（1）災害等の知識

- ア 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性
- イ 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ウ 地域の地形、危険場所
- エ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- オ 地域社会への貢献
- カ 応急対応、復旧・復興に関する知識

（2）災害への備え

- ア 最低3日間できれば1週間分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活物資の備蓄
- イ 非常持ち出し品（貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品等）の準備
- ウ 自動車等へのこまめな満タン給油等

- エ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
 - オ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策
 - カ 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡方法や避難ルールの取り決め等の確認
 - キ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
 - ク 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加
 - ケ 地震保険、火災保険の加入の必要性
 - コ 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難といった避難情報の発令時にとるべき行動
 - サ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動
 - シ 警報等発表時や避難指示【警戒レベル4】、高齢者等避難【警戒レベル3】といった災害情報の発令時にとるべき行動
- （3） 災害時の行動
- ア 身の安全の確保方法
 - イ 情報の入手方法
 - ウ 気象予警報や避難情報等の意味
 - エ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
 - オ 津波発生時（強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが継続した場合）にとるべき行動
 - カ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
 - キ 避難行動要支援者への支援
 - ク 初期消火、救出救護活動
 - ケ 心肺蘇生法、応急手当の方法
 - コ 避難生活に関する知識
 - サ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
 - シ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
 - ス 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

2 普及啓発の方法

（1）パンフレット等による啓発

防災パンフレット、ビデオ等を作成、活用するとともに、広報紙及びテレビ、ラジオなどのマスメディア、ホームページ（インターネット）を活用した普及啓発を実施する。啓発内容は、東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、ビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、視覚障がい者・聴覚障がい者や外国人等に配慮するなど、多様できめ細やかな内容とする。

（2）活動等を通じた啓発

水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティア週間及び津波防災の日をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

第2 防災教育

市は、次の学校教育活動等を通じて、防災に関する必要な知識の普及及び意識の啓発に努める。

1 学校における防災教育

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における防災教育が重要である。学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校・中学校等の発達段階に応じた防災教育を実施する。

また、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の実施に努める。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(1) 教育の内容

- ア 気象、地形、地震、津波についての正しい知識
- イ 防災情報の正しい知識
- ウ 身の安全の確保方法、避難場所・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- エ 災害等についての知識
- オ ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

(2) 教育の方法

- ア 防災週間等を利用した訓練の実施
- イ 教育用防災副読本、ビデオの活用
- ウ 特別活動等を利用した教育の推進
- エ 防災教育啓発施設の利用
- オ 防災関係機関との連携
- カ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
- キ 自主防災組織、ボランティア等との連携

(3) 教職員の研修

教育委員会は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

(4) 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き（改訂版）」などを通じて防災教育を充実する。

(5) 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

2 消防団等による防災教育

消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において防災教育や訓練を行うことにより、住民の防災意識の高揚、災害時の対応力を強化できるよう支援する。

第3 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。